

通勤災害

問 当社従業員が車で出勤途中に、自宅から500m離れた会社とは逆の



方向にあるガソリンスタンドに向かう途中で、自動車事故を起こしました。これは通勤災害と認められますか？ なお、当該ガソリンスタンドは、普段から利用している自宅

から一番近い場所にあります。

答 本件の場合、車通勤を行う者であれば給油するという行為は、通勤を継続する必要上又は就業のためにとらざるを得ない行為と認められ、当該行為は通勤の途中に行われることが一般的です。また、自宅から最短距離にあるガソリンスタンドを利用していることから判断すると、給油のための迂回は通常の通勤経路と比較して著しく遠回りであるとは認められず必要最小限度内であると認められます。

この場合、給油のための迂回は通勤に通常随伴する行為と認められ、いわゆる「逸脱」・「中断」には該当せず、「合理的な経路」に該当する

と考えられます。よって、本件は通勤災害と認められます。

(参考)

「通勤」とは、労働者が就業に関し住居と就業の場所との間を合理的な経路及び方法により往復することをいいます。

「合理的な経路」とは、住居と就業の場所との間を往復する場合に一般に労働者が用いるものと認められる経路をいいます。通勤のために通常利用する経路であれば、そのような経路が複数あったとしても、それらの経路はいずれも合理的な経路とされます。しかし、特段の合理的な理由もなく著しく遠回りとなるような経路をとる場合には、合理的な経路とは認められないこととなります。「逸脱」とは、通勤の途中において就業又は通勤とは関係のない目的で合理的な経路をそれることをいいます。

「中断」とは、通勤時において通勤とは関係のない行為を行うことをいいます。通勤の途中において、労働者が逸脱・中断をする場合には、その後は就業に關してする行為というよりも、むしろ逸脱又は中断の目的に關してする行為と考えられますから、その後は通勤とは認められません。通勤の途中で日常生活上必要な行為であって、やむを得ない事由により最

小限度の範囲で行う場合には、当該逸脱又は中断の間を除き、合理的な経路に復した後は通勤と認められることとされています。なお、「やむを得ない事由により」とは、日常生活の必要のあることをいい、「最小限度のもの」とは、当該逸脱又は中断の原因となった行為の目的達成のために必要とする最小限度の時間、距離等をいいます。

労働○×クイズ

15

答えと解説

答え 解説

労働協定締結の際の従業員代表者は、会社が指名することはできません。事業場の管理監督者、パート、アルバイトを含むすべての労働者による投票、挙手など民主的な手続きによって、管理監督者でない従業員の中から、従業員の過半数代表者を選んでください。



(労働基準法施行規則第6条の2)

平成22年社会保険労務士試験出題参照